

制定 令和4年4月

1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当社では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援・介護に努める。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項

身体拘束の廃止及び適正化に向けて、法人内に身体拘束適正化検討委員会を設置するとともに、身体拘束適正化対応策の担当者を定める。なお、虐待防止委員会との一体的な運用とする。

- (1) 委員会の構成は、虐待防止委員会と同様とする。
- (2) 委員会の検討事項は、次のとおりとする。
 - ①身体拘束等について報告するための様式の整備
 - ②身体拘束等について報告された事例の集計と分析
 - ③事例ごとの身体拘束等の発生原因、結果等の取りまとめ及び当該事例の適正性と適正化策の検討
 - ④適正化策を講じた後の効果の検証
- (3) 委員会は、年1回以上虐待防止委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- (4) 検討結果は、従業員全員に周知徹底する。
- (5) 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を実施する。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、出席者名簿等を記録し、保存する。

4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告する。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に沿って実施する。

(1) 個別支援会議（カンファレンス）の実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や高リスクをしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を選択する前に、以下の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を全て満たしているかどうか検討・確認する。

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

- ・要素を検討・確認したうえで身体拘束等を選択した場合は、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等について十分に検討する。

(2) 利用者本人や家族に対する説明

- ・身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者本人や家族にできる限り詳細に説明し、十分な理解を得ることに努め、同意を得る。

(3) 記録と再検討

- ・所定の様式により、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

(4) 拘束の解除

- ・(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針の内容について利用者及びその家族等が閲覧できるよう、各事業所に備えつけるものとする。また、当社のホームページに掲載し、常時閲覧が可能な状態とする。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- (1) 利用者が主体的に行動し、尊厳ある生活を送れるよう支援する。
- (2) 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。

- (3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働でここに応じた丁寧な対応に努める。
- (4) 利用者の安全の確保を理由として、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、カンファレンスなどで検討する。
- (5) 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう支援・介護を行う。